

遺言執行者に関する民法の規定の抜粋（〈〉内は説明）

（遺言執行者の指定）

第 1006 条 遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。以下省略

（遺言執行者の任務の開始）

第 1007 条 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。

2 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。

（遺言執行者に対する就職の催告）第 1008 条 省略

（遺言執行者の欠格事由）第 1009 条 省略

（遺言執行者の選任）

第 1010 条 遺言執行者がいないとき、又はなくなったときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によって、これを選任することができる。

（相続財産の目録の作成）

第 1011 条 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければならない。以下省略

（遺言執行者の権利義務）

第 1012 条 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。以下省略

（遺言の執行の妨害行為の禁止）

第 1013 条 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3 前 2 項の規定は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使することを妨げない。

（特定財産に関する遺言の執行）

第 1014 条 省略

2 〈特定財産を相続人に承継させる旨の遺言〉があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第 899 条の 2 第 1 項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。以下省略

(共同相続における権利の承継の対抗要件)

第 899 条の 2 相続による権利の承継は、＜法定相続分＞により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。以下省略

(遺言執行者の行為の効果) 第 1015 条 省略

(遺言執行者の復任権)

第 1016 条 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。以下省略

(遺言執行者が数人ある場合の任務の執行) 第 1017 条 省略

(遺言執行者の報酬) 第 1018 条 省略

(遺言執行者の解任及び辞任) 第 1019 条 省略

(委任の規定の準用) 第 1020 条 省略

(遺言の執行に関する費用の負担)

第 1021 条 遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする。ただし、これによって遺留分を減ずることができない。

(遺留分侵害額の請求)

第 1046 条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。省略）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。以下省略

(遺留分侵害額請求権の期間の制限)

第 1048 条 遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から 1 年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から 10 年を経過したときも、同様とする。